

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 法第5条第2号若しくは法附則第2項に該当する者又は法附則第3項の規定により学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者とみなされる者（省令附則第2項第6号に該当する者を除く。）にあつては、製菓衛生師試験受験資格職歴書（第3号様式）

(3) 法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者（省令附則第2項第6号に該当する者に限る。）にあつては、同号の規定による認定を受けたことを証明する書類及び製菓衛生師試験受験資格職歴書

第3条第3項第4号を削り、同条第4項中「、第2号又は第4号」及び「又は修了証書の写し」を削り、「卒業証書又は修了証書」を「卒業証書」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、住所が県外にある場合は、この限りでない。

第2号様式中

「

電 話 番 号	
---------	--

を

」

「

電 話 番 号	
学校教育法第57条に規定する高等学校に入学することのできる者に該当するか否かの別 (該当・非該当)	

に改

」

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。